

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 4 月 1 日

ニデック株式会社

2023年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

京都府京都市南区久世殿城町 338
ニデック株式会社
代表取締役社長執行役員 小部 博志

当社は、2023年2月4日付で日本電産 ASI ジャパン株式会社（以下「ASI ジャパン」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ASI ジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

- (1) 会社法第784条の2（吸収合併の差止請求）の規定による手続の経過について

ASI ジャパンが発行する全株式を当社が保有しているため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

ASI ジャパンが発行する全株式を当社が保有しているため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

ASI ジャパンは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、債権者に対し、2023 年 2 月 27 日の官報において本件吸収合併に対する異議申述の公告を行うとともに、同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の手続の経過
(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併の差止請求）の規定による手続の経過について

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易合併）に該当するため、該当事項はありません。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主の有する議決権の数は、3,700 株であり、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2023 年 2 月 27 日の官報及び同日付の電子公告において本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありません。

した。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、ASI ジャパンから、その資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

吸収合併消滅会社の事前開示書面は、別紙のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請及び ASI ジャパンの解散登記申請は、2023 年 4 月 1 日に行う予定です。

7. 上記のほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上